



2022年11月30日

各 位

会社名 トルク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 檜垣 俊行  
(コード番号 8077 東証プライム)  
問合せ先 管理部長 志柿 貴士  
(TEL: 06-6535-3690)

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月27日開催予定の第82回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会の職務執行の監査を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2023年1月27日開催予定の当社第82回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、定款を変更するものであります。(変更案第15条及び附則第1条)

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年1月27日(金)(予定)

定款変更の効力発生日 2023年1月27日(金)(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(2023年1月27日開催予定の第82回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
檜垣 俊行	代表取締役社長	同左
榎原 永二郎	常務取締役営業本部長兼大阪支店長	同左
瀧中 重信	取締役	同左
岡田 真季	取締役(社外)	同左
政元 竜彦	取締役(社外)	(新任)

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴
政元 竜彦 (1967年3月28日)	1990年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 1999年3月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー入社 2000年6月 同社取締役 2011年7月 株式会社BBT オンライン代表取締役副社長 2013年10月 株式会社アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ取締役(現任) 2016年4月 株式会社BBT オンライン代表取締役社長、BBT ONLINE GLOBAL, INC 取締役社長 2020年4月 学校法人東京工芸大学理事(現任) 2021年7月 株式会社ブレンディングジャパン取締役(現任) 2022年6月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役副社長兼副社長執行役員兼リカレント事業本部本部長兼法人営業本部副本部長(現任)  【重要な兼職の状況】 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役副社長

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2023年1月27日開催予定の第82回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
芝 田 誠	取締役 監査等委員 (常勤)	常勤監査役
坂 本 義 次	取締役 監査等委員 (社外)	監査役 (社外)
福 田 太 一	取締役 監査等委員 (社外)	監査役 (社外)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株式総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p> <p>第3章 株式総会</p> <p>第12条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第17条 (現行通り)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は12名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は12名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p>
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>2～3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第21条（現行通り）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第23条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;"><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条（現行通り）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（取締役との責任限定契約）</p> <p>第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p><u>第34条～第37条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p><u>第31条～第34条</u> (現行通り)</p>



